見　積　依　頼　書

下記のとおり見積合わせを実施します。
令和８年11月９日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長
花木　幹昇

記

１　見積合わせに付する事項
(1)　件　　名　通信施設雪氷除去作業１
(2)　内　　容　通信施設に堆積等している雪氷の除去等を行う。
(3)　場　　所　島根県内の別途指定する場所
(4)　期　　間　令和８年12月１日から令和９年３月31日まで
(5)　見積書の様式　別添「見積書」のとおりとする。
（別添「見積書」の内容が記載されていれば、任意の様式でも可とする。）

２　見積書の提出期限
令和８年11月18日(水)12時00分

３　見積書の提出場所及び問合せ先
(1)　場　　所　島根県松江市殿町８番地１（島根県警察本部６階）
中国四国管区警察局島根県情報通信部通信庶務課経理係
(2)　問合せ先　電 話 番 号　0852－26－0110
電子メール　shimane.CGA@npa.go.jp
※電子メールで提出する場合は、到着の確認を行うこと。

４　仕様書の配布を行う場所
上記３(1)と同じ。
※郵送により仕様書の配布を希望する者は、事前に上記３(2)の問合せ先に連絡してから、下記５の提出書類及び返信先等を記載した返信用の伝票（着払用で配達履歴が確認できるもの）を上記３(1)の場所に送付すること。

５　提出書類
別添「秘密の保全に関する誓約書」を仕様書の配布を申し込む時に提出すること。（今年度既に提出している場合は提出不要。）

６　支払条件
別添「契約書（案）」のとおりとする。

７　契約書作成の要否
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

８　その他の条件等

(1)　予定数量は３回とし、見積書には予定数量に単価（税込）を乗じた総額を記載すること。

(2)　配布された仕様書は上記２の日時までに上記３(1)の場所に返却すること。

(3)　見積書の提出をもって、見積依頼書及びhttps://www.chugokushikoku.npa.go.jp/kaikei/ippan/open.htmlに掲載している島根県情報通信部のオープンカウンター方式による見積合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を承諾したものとする。

(4)　上記以外の条件等は、実施要領による。

別添

見　積　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名　　印

一　金　¥

（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

件　名　通信施設雪氷除去作業1

※代表者印の押印を省略する場合は、次の事項を記載する。

	氏　　名	連絡先（電話番号）
書類の発行権者		
本件事務担当者		

別添【記載例】

見　積　書

令和●●年●●月●●日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長　殿

住　　所　●●県●●市●●町●●

会 社 名　●●株式会社

代表者名　代表取締役　●●　●●　　印

一　金　￥●●●，●●●

（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

件　名　通信施設雪氷除去作業１

※代表者印の押印を省略する場合は、次の事項を記載する。

	氏　　名	連絡先（電話番号）
書類の発行権者	●●　●●	●●●－●●●－●●●●
本件事務担当者	●●　●●	●●●－●●●－●●●●

秘密の保全に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　印

本年度の貴部との全ての入札又は見積合わせ案件（以下「入札案件等」という。）に参加するにあたり、秘密に属する仕様書、図面及びその他の関係資料について、裏面の「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏えい、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び業務従事者（以下「従業員等」という。）の故意又は過失により秘密が漏えいした場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

（表面）

秘密の保全に関する特約条項

（一般義務）

第１条　競争等参加業者（入札案件等に参加する者をいう。以下同じ。）は、入札案件等に係る秘密の保全に関し、この特約条項に定めるところにより万全を期さなければならない。

２　競争等参加業者は、従業員等の故意又は過失により警察の秘密が漏えいしたときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

（交付）

第２条　契約担当官は、秘密に属する仕様書、図面、入札説明書等（電磁的記録を含む。）又は物件（以下「特定資料等」という。）を競争等参加業者に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

（特定資料等の取扱い）

第３条　競争等参加業者は、製作物品の価格算定のための見積徴取等のために行う場合を除き、特定資料等を入札案件等に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

２　前項の見積徴取に関係のある者に対しても、見積に必要な限度を超えて特定資料等を供覧し、又は漏えいしてはならない。

（特定資料等の複製等の許可）

第４条　競争等参加業者は､入札案件等の仕様書等に定められている場合を除き、特定資料等について次の各号のいずれか（以下「複製等」という。）をしようとするときは、あらかじめ契約担当官の許可を受けるものとする。

(1)　複製

(2)　見取図等の製作

(3)　写真撮影

（特定資料等の複製等の報告）

第５条　競争等参加業者は、前条の規定により特定資料等を複製等したときは、速やかにその旨を契約担当官に書面により報告するものとする。

（標記の表示）

第６条　競争等参加業者は、特定資料等を複製等したときは、契約担当官の指示により、これらに秘密の表示及び管理番号等の標記を表示するものとする。

（特定資料等の返納等）

第７条　競争等参加業者は、入札書又は見積書を提出後、特定資料等を直ちに契約担当官に返納又は提出しなければならない。

（事故発生時の処置）

第８条　競争等参加業者は、秘密の漏えい、特定資料等の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあるときは、適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに契約担当官に報告しなければならない。

（裏面）